

東京外環自動車道
和光地区耐震補強工事

交 付 図 書 正 誤 表

東日本高速道路株式会社
関東支社 さいたま工事事務所

東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事

訂正箇所		正誤区分
設計・施工に関する基本 条件書 表紙 事務所名	誤	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 設計・施工に関する基本条件書 令和 8 年 4 月 東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所
	正	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 設計・施工に関する基本条件書 令和 8 年 4 月 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所

訂正箇所	正誤区分
基本条件書 添付資料 表紙 事務所名	誤 東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料 ・この東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料は、入札参加者の適正かつ迅速に資するための参考資料であり、契約書第1条に示す設計図書ではない。 ・この東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、当該工事の競争参加者は施工条件等を十分配慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 ・この東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料の内容に関する質問は受け付けない。 令和8年4月 東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所
正	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料 ・この東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料は、入札参加者の適正かつ迅速に資するための参考資料であり、契約書第1条に示す設計図書ではない。 ・この東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料は、請負契約上の拘束力を生じるものではなく、当該工事の競争参加者は施工条件等を十分配慮して、仮設、施工方法、安全対策等、工事目的物を完成するための一切の手段について受注者の責任において定めるものとする。 ・この東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 基本条件書 添付資料の内容に関する質問は受け付けない。 令和8年4月 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所

東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事

訂正箇所		正誤区分
実施設計 特記仕様書 (案) 表紙 事務所名	誤	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計 特記仕様書（案） 令和8年4月 東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所
	正	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計 特記仕様書（案） 令和8年4月 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所

訂正箇所

実施設計
特記仕様書
(案)
2-9打合せ
場所

誤

		P61	1	単柱式橋脚
		P62	1	単柱式橋脚
		P63	1	単柱式橋脚
		P64	1	単柱式橋脚
		P68	1	単柱式橋脚
芝川橋	上下	P75	3	三柱式テール橋脚
道合西高架橋	上下	P89	1	単柱式橋脚
道合東高架橋	上下	P102	1	単柱式橋脚
		P103	1	単柱式橋脚
川口中央1 C Cランプ橋	ランプ	P1L	1	壁式橋脚
川口中央1 C Bランプ橋	ランプ	P1R	1	壁式橋脚

2-8 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する仮設構造物設計に必要な電算機使用料とする。

内訳書の項目	構造種別	計算数	備考
構造物設計 電算機使用料 仮設構造物工	土留工	63箇所	

2-9 打合せ

打合せは、下表のとおり業務の経費区分ごとに行うものとする。

内訳書の項目	場所	打合せ回数	備考
測量業務 打合せ	三郷管理事務所	4回	測量業務に係るもの 業務内容確認検査・完了検査は計上しない
技術業務 設計打合せ	三郷管理事務所	2回	土質地質調査業務に係るもの 業務内容確認検査・完了検査は計上しない
設計業務 設計打合せ	関東文社	9回	設計業務に係るもの

(1) 打合せの回数は上表の通りとする。なお、一部業務内容完了検査、一部完了検査は2回、業務内容確認検査、完了検査は1回行うものとし、測量業務、技術業務においては計上しないものとする。

(2) 打合せは日帰りを基本とする。

(3) 当初打合せは、測量業務及び設計業務は現地踏査に、土質地質調査業務は実施調査計画に含むものとし別途計上しないものとする。

(4) 打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、これに従わなければならない。

(5) 打合せの検測数量は、各項目について1式とし、業務に大幅な変更が生じた場合の打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

正

		P61	1	単柱式橋脚
		P62	1	単柱式橋脚
		P63	1	単柱式橋脚
		P64	1	単柱式橋脚
		P68	1	単柱式橋脚
芝川橋	上下	P75	3	三柱式テール橋脚
道合西高架橋	上下	P89	1	単柱式橋脚
道合東高架橋	上下	P102	1	単柱式橋脚
		P103	1	単柱式橋脚
川口中央1 C Cランプ橋	ランプ	P1L	1	壁式橋脚
川口中央1 C Bランプ橋	ランプ	P1R	1	壁式橋脚

2-8 電算機使用料

電算機使用料とは、本業務で実施する仮設構造物設計に必要な電算機使用料とする。

内訳書の項目	構造種別	計算数	備考
構造物設計 電算機使用料 仮設構造物工	土留工	63箇所	

2-9 打合せ

打合せは、下表のとおり業務の経費区分ごとに行うものとする。

内訳書の項目	場所	打合せ回数	備考
測量業務 打合せ	さいたま工事事務所	4回	測量業務に係るもの 業務内容確認検査・完了検査は計上しない
技術業務 設計打合せ	さいたま工事事務所	2回	土質地質調査業務に係るもの 業務内容確認検査・完了検査は計上しない
設計業務 設計打合せ	関東文社	9回	設計業務に係るもの

(1) 打合せの回数は上表の通りとする。なお、一部業務内容完了検査、一部完了検査は2回、業務内容確認検査、完了検査は1回行うものとし、測量業務、技術業務においては計上しないものとする。

(2) 打合せは日帰りを基本とする。

(3) 当初打合せは、測量業務及び設計業務は現地踏査に、土質地質調査業務は実施調査計画に含むものとし別途計上しないものとする。

(4) 打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、これに従わなければならない。

(5) 打合せの検測数量は、各項目について1式とし、業務に大幅な変更が生じた場合の打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

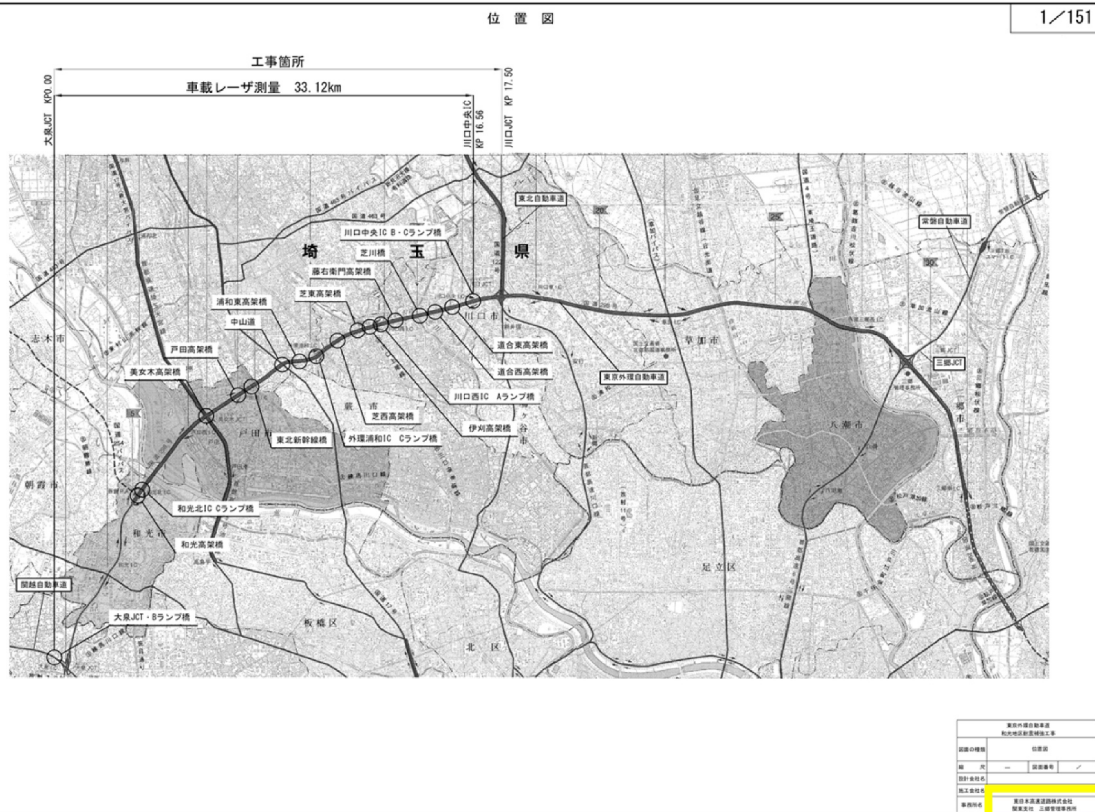
東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事

訂正箇所		正誤区分
実施設計 金抜設計書 (案) 表紙 事務所名	誤	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計 金 抜 設 計 書 (案) 令和 8年 4月 東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所
	正	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計 金 抜 設 計 書 (案) 令和 8年 4月 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所

訂正箇所	正誤区分
実施設計 参考図 表紙 事務所名	誤 東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計 参 考 図 ・参考図は、契約書第1条にいう設計図書ではない。（請負契約上拘束力はない） ・当該内容は、受注後に協議を開始する項目であるため、内容に関する質問は受け付けない。 令和 8 年 4 月 東日本高速道路株式会社 関東支社 三郷管理事務所
正	東京外環自動車道 和光地区耐震補強工事 実施設計 参 考 図 ・参考図は、契約書第1条にいう設計図書ではない。（請負契約上拘束力はない） ・当該内容は、受注後に協議を開始する項目であるため、内容に関する質問は受け付けない。 令和 8 年 4 月 東日本高速道路株式会社 関東支社 さいたま工事事務所

実施設計
参考図
タイトルボッ
クス
事務所名
1/151～
151/151

誤



正

